

# 第 149 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 4 年 3 月 17 日（木）

14：00～15：30

場所：宮崎県庁 防災庁舎

7階 防 71・72 号室

午後 2 時 00 分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第 149 回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の村岡でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、都市計画審議会の委員 16 名のうち、13 名の委員に御出席いただいております。これにより、審議会の開催要件である委員の過半数の出席を満たしておりますことをまず御報告させていただきます。

次に、本審議会の委員の御紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしている「第 149 回宮崎県都市計画審議会委員名簿」を御覧ください。

まず、審議会の委員に異動がございましたので、御紹介いたします。

本審議会の委員をお願いしておりました戸敷正様が御退任となりましたので、新たに宮崎県市長会会長代理の村岡隆明様に本審議会の委員に御就任いただいております。

なお、村岡委員は、本日は御都合により御欠席となっております。

また、本日の審議会では、都市計画区域マスタープランの改定に関する審議がございますので、専門委員会委員長の宮崎大学教授・熊野稔様にも御出席をいただいております。

そのほかの皆様御紹介につきましては、委員名簿の配付をもちまして御紹介に代えさせていただきますと存じます。

皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、御審議いただく議案に関係します宮崎市と都農町の担当者にも同席をいただきますので、お知らせをさせていただきます。

続きまして、本審議会の資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしている資料は、まず、会議次第、出席委員の名簿、座席図でございます。

次に、議案書でございますが、こちらは審議会に先立ち、委員の皆様御送付をさせていただきました。本日は、この議案書の別添資料として、県内 6 圏域分の都市計画区域マスタープランの変更案を、【議案書】別添資料 1 から 6 の計 6 部としてお配りいたしております。

次に、資料 1 として、各議案のパワーポイントスライド資料をお配りしています。また、関係資料をとじ込んだ青のドッチファイルと黄色のファイルもお配りしています。

本審議会の資料は以上となりますが、不足している資料等がございますでしょうか。

なお、青のドッチファイルと黄色のファイルは、この会の終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。出口会長、よろしく願いいたします。

**○出口会長** 皆さん、こんにちは。今日は第149回審議会になりますが、昨夜遅く、東北のほうでまた大きな地震があって、現在、大変混乱をされています。宮崎にとっても大地震、津波等の襲来が予想されています。都市計画区域マスタープランは、そういう防災の面が今回大きなポイントになっています。それから、人口減が避けられない状況の中でどうやって都市を賢く我々が住んでいくかという、これから10年程度のあるいは20年を受けた区域マスタープランになります。皆様方の専門的な、それから立場を超えた意見を頂いて、最後の案として県民の皆さんにお諮りしたいという形になりますので、今日は忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

**○事務局** 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

出口会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

**○出口会長** まず最初に、本審議会の議事録署名を行う委員を指名させていただきます。今回は、前田委員と安田委員にお願いいたします。

では、本日の議事の進め方等について、事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局** 県都市計画課の古賀でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の会議次第を御覧ください。

本日の議案につきましては、次第に記載のとおり、合計11件ございます。

一般案件といたしまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更に関する議案が第1号から第6号まで、続きまして、宮崎広域都市計画道路の変更に関する案件としまして、議案第7号と第8号、それから、交差点や位置表記の変更の軽易な変更に係る案件としまして、議案第9号から第11号までの3件、計11件の審議をお願いしたいと考えております。

進め方としましては、まず、第1号から第6号の都市計画区域マスタープランに関する議案を一括して御審議いただきたいと考えております。その後、一旦休憩を挟ませていただきまして、議案第7号と第8号についてそれぞれ御審議をお願いいたします。最後になりますが、議案第9

号から第 11 号につきましては、軽易な変更となりますので、こちらについては一括御審議をお願いしたいと考えております。

本日は、審議案件が大変多くなってございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**出口会長** ただいま事務局から今日の進め方について説明がありましたが、この方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。では、早速、議事に入りたいと思います。

議案第 1 号から第 6 号、都市計画区域マスタープランの変更に関わる議案について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の中濱でございます。オンラインの皆様と画面共有をしますので、少々お待ちください。以後の説明につきましては、座って説明させていただきます。

それでは、議案第 1 号から第 6 号になります。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、通称、都市計画区域マスタープランの変更について御説明します。議案書は 4 ページから 9 ページになっております。

本日の説明内容をスクリーンにお示ししています。

まず、振り返りとして、1 の都市計画区域マスタープランの概要を、次に、2 で前回の御質問等に対する県の考え方をお示しします。最後に、今回諮問する都市計画区域マスタープランの改定案について、県内全 6 圏域の主な改定内容を御説明し、委員の皆様はその内容を御審議いただきたいと考えております。

なお、都市計画区域マスタープランにつきましては、以後の説明において、「区域マス」と言い換えさせていただきます。

まず、区域マスについて御説明します。

区域マスは、おおむね 20 年後を想定した中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにするもので、都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示すものになります。県の上位計画である宮崎県総合計画などの長期計画に沿った内容とし、平成 29 年に改定した都市計画の基本方針に基づき、策定されます。

なお、区域マスの基本的な方向性に沿って市町の策定する市町マスや個別の都市計画を定めま

す。

区域マスの対象範囲について御説明します。

宮崎県では、26市町村のうち19市町で、赤線で示す18の都市計画区域の指定がされていますが、北から、東臼杵・西臼杵圏域、児湯圏域、中部圏域、西諸県圏域、北諸県圏域、南那珂圏域と、生活圈などを考慮した一体性のある6圏域に分け、それぞれに区域マスを策定しています。今回、この全6圏域の区域マスの改定を計画しております。

区域マスの構成について御説明します。

第1章では、基本的事項として、全県的な都市計画の目標、将来の都市構造について。第2章では、都市計画の目標として、圏域ごとの都市計画の課題、将来の方向性、都市活動の拠点について。第3章では、区域区分の決定の有無及び定める際の方針として、区域区分の有無の判断、判断理由、必要となる市街地の規模について。第4章では、主要な都市計画の決定方針として、県や市町が個別の都市計画を決定する際の方針、市町マスに反映させる都市計画の基本的な方針について、それぞれ記載をしております。

今回の主な改定内容について御説明します。

今回の改定は、令和元年に終了した都市計画基礎調査の結果や、令和2年に改正した都市計画法等の都市計画関連法令に対応するため、平成30年に改定した現行の区域マスを部分的に改定するものになります。

主な改定内容として、区域区分の見直しに関する人口推計や産業動向などのデータと主要な都市計画の決定方針について、一部変更を行います。

今回の主な改定箇所について、構成と記載事項の概要を御説明します。

まず、中央下段にある第3章について、区域区分の見直しに関する人口、産業等のデータを時点修正します。また、右側にある第4章について、赤の囲い文字で記載している新たな施策等の方針を取り入れます。これについては、後ほど、「3 都市計画区域マスタープランの改定について」で御説明します。

最後に、これまでの改定スケジュールについて御説明します。

本日は、中段ピンクの赤枠で記載しています都市計画審議会への諮問の段階となります。これまで3回の専門委員会で改定内容の調査検討を、2回の審議会において段階に応じて改定案の報告を行い、それぞれ御意見を頂いたところであります。

以上が、区域マス改定の概要の説明となります。

次に、前回審議会でご頂いた御質問等について、県の回答及び方針をスライドを用いて御説明させていただきます。

第 148 回都市計画審議会でご頂いた主な御質問等については、①コンパクトシティと脱炭素について、②太陽光発電施設についてです。該当箇所としましては、第 2 章第 2 節及び第 4 章第 1 節となります。

まず、御質問①についてです。コンパクト・プラス・ネットワークと地球環境負荷の低減との関連性についてであります。

地球環境に関する話題が多方面で取り上げられる中、県の総合計画においても、脱炭素社会の構築や循環型社会の形成が目標として掲げられています。都市計画においても、これらの目標を実現するため、環境負荷の小さな都市構造への転換が必要です。

区域マスにおいては、環境負荷の小さな都市づくりのために、都市のコンパクト化によるエネルギーの効率的利用と、脱炭素と気候変動対応策に配慮した持続可能な都市構造の実現を目標として掲げることとしています。

目標実現のための施策の一つとして、コンパクト・プラス・ネットワークに取り組みます。コンパクト・プラス・ネットワークは、居住や都市機能の集積による「人のまとまり」を形成し、交通ネットワークの効率化による「広域・地域連携軸」を強化することで、人口減少、高齢社会に対応した持続可能な都市づくりを目指すとともに、都市活動や拠点間移動による消費エネルギーの低減、効率化を図るものです。

「人のまとまり」の形成と「広域・地域連携軸」の強化による副次的な効果として、脱炭素の取組が促進されることを期待して、今回、第 2 章にその考え方を追加しています。

次に、御質問②についてです。太陽光発電施設と都市計画法等との関連性についてであります。

太陽光発電施設は、都市計画法上、都市に必要な施設である電気供給施設として位置づけられます。そのため、区域マスにおいては太陽光発電施設を規制する方針とはしておりませんが、太陽光発電施設を含む供給処理施設の配置については、災害危険度の高い地域を避け、周辺の自然環境に配慮した計画とするよう記載しております。

なお、他法令による対応として、造成等を行う場合は、地山の掘削や伐採等に対し、国土利用関係法令による規制があります。また、景観法に基づく届出制度を県内 11 市町で採用しています。

以上が、前回審議会でご頂いた御質問等に対する事務局の回答となります。

次に、今回、区域マスに反映させる改定内容について御説明します。

スクリーンには、区域マスの構成と記載事項を再度示しております。

まず、今回の主な改定箇所の1つ目であり、中央下段にある「第3章 区域区分の決定の有無及び定める際の方針」について御説明します。

改定内容を御説明する前に、区域区分（線引き制度）について改めて概要を御説明します。

区域区分は、都市計画法第7条に規定されています。無秩序な市街化の防止、計画的な市街化のために必要に応じて設定します。区域区分は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、市街化区域は、1) 既に市街地を形成している区域と、2) おおむね10年以内に優先的に市街化を図る区域で構成されます。また、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域になります。

区域区分の必要性の判断、必要と判断した場合の規模の設定方針については、区域マスに定めることとされており、県では第3章に記載しております。

それでは、今回の改定に伴う区域区分の有無について御説明します。

まず、宮崎県内の都市計画区域における区域区分の現在の状況ではありますが、宮崎県内の18の都市計画区域のうち、赤と黄色の組み合わせで図示されている宮崎広域都市計画区域と日向延岡新産業都市計画区域の2区域のみが、区域区分ありとしています。

今回の改定に伴い、都市計画基礎調査の結果や、それに基づくおおむね10年後の人口、産業活動の将来推計、土地利用の動向等を踏まえ、区域区分の有無について検討を行いました。

その結果、全ての都市計画区域において、現行の区域区分のありなしを維持することとします。

宮崎広域都市計画区域及び日向延岡新産業都市計画区域では、引き続き区域区分ありとし、その他の区域については、引き続き区域区分なしとなります。

スクリーンには再度、区域マスの構成と記載事項を示しています。ここからは、右側1列にある「第4章 主要な都市計画の決定方針」について、赤の囲み文字で記載している、今回新たに方針を追加する施策等について御説明します。

今回の改定において追加する項目は、全部で5項目となります。まず、スクリーンに示している3項目について御説明します。

Iのグリーンインフラについては、①にあります、ハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能の活用により、②の緑や自然が持つ機能を生かした持続可能な都市づくりを推進するものです。また、③の防災機能を持つ公園・緑地の整備やコロナ禍に対応したオープンスペースの整備等もこの施策に含まれます。第1節の土地利用の方針等に記載を追加しております。

Ⅱのウォークアブルなまちづくりについては、①にあるとおり、車中心から人中心のまちなかに転換することにより、中心市街地の新たな魅力を創出するもので、②の駅前広場や歩道空間の整備、テレワーク拠点の整備など、官民の多様な主体が連携した取組です。第1節の土地利用の方針と第2節の道路に関する方針に記載を追加しております。

Ⅲのワーケーションについては、①のような、宮崎の豊かな自然を生かした観光資源の創出とテレワーク環境を生かした地域活性化を支援するもので、②にあります地区計画等による拠点整備等の取組を想定しています。第1節の土地利用の方針に記載を追加しております。

次に、スクリーンに示している2項目について御説明します。

Ⅳの流域治水については、①にあるとおり、様々な河川関係者による総合的・多層的なハード・ソフト対策です。都市計画における対応としては、②の水災害リスクの分析結果に基づく土地利用の工夫などが想定されます。第5節の防災都市づくりの方針等に記載を追加しております。

Ⅴの復興事前準備については、①にある、被災後の復興イメージを共有し、スムーズな復旧・復興を実現するために、②のような、復興まちづくりの将来像の共有、目標や実施手法、進め方を位置づける取組です。第5節の防災都市づくりの方針等に記載を追加しております。

ここまで御説明しました5項目について、第4章の各節に新たな都市計画の方針として追加しています。

主な改定内容の御説明は以上となります。これらを踏まえ、皆様のお手元にある改定案を策定しております。

最後に、今後のスケジュールを御説明いたします。

本日は、中段ピンクの赤枠で記載しています都市計画審議会への諮問の段階となります。今後のスケジュールにつきましては、本日の審議会にて最終案の御承認をいただきましたら、速やかに国との本協議に入り、協議が調い次第、5月から6月には都市計画決定を行い、公表する予定であります。

議案第1号から第6号の都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針の変更に関する事務局からの説明は以上となります。

**○出口会長** ありがとうございます。新しく追加したところを中心に御説明いただきました。

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、専門委員会の熊野委員長さん、補足や、特にその中で議論されたことについて御紹介いただければありがたいと思います。よろしく願いします。



○熊野専門委員長 ただいまの事務局からの説明にもありましたが、今回の改定に当たりましては、私を含め7名の委員から成る専門委員会において、区域区分の有無と都市計画決定の基本的な方向性等につきまして、調査検討を行ってまいりました。

区域区分の有無については、直近の都市計画基礎調査の結果を踏まえまして、専門委員会において議論した結果、現在の方針を維持することとしております。

また、都市計画決定の基本的な方向性につきましては、近年、大規模災害の発生や社会情勢の変化もございましたので、これまで取り組んできていますコンパクトシティの形成に加えて、国の動向等を踏まえながら、新たな都市施策の考え方を、今御説明いただいた大きく5項目を盛り込んでおります。

特に防災・減災に関することにつきましては、専門委員会において様々な意見があり、その議論の結果を反映させた上で、改定案を取りまとめていただきました。

専門委員会としましては、都市の将来像を示す計画として、宮崎県の地域の特性や現在の社会情勢等を反映させることができたと考えております。

専門委員会からは以上でございます。

○出口会長 ありがとうございます。委員長のほうから補足をいただきました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました議案について、質問や御意見を伺います。

まず、会場の委員の皆様から質問や御意見を頂いて、その後、オンラインで出席の皆様方に御意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○A委員 追加要素が5個出ていますが、21ページのIVの流域治水とVの復興事前準備について、少し細かいですが、復興事前準備というのは、イメージとしては、南海トラフのような大きな震災や津波に対してのイメージがメインにあって、流域治水も多分関係していると思います。ですから、Vの部分にIVも入るような文言を一つ入れておいたほうが良いと思います。大雨等で大河川が氾濫して市街地が全滅することがあるようなことも、Vのほうで想定したようなことで具体的に一言入れておいたほうがベターかなという意見です。

○出口会長 事務局、いかがでしょうか。そこも包含する文言を入れたらいかがかというA委員の御提案です。

○事務局 今のA委員の御意見ですが、復興事前準備につきましては、御指摘のとおり、確かに東日本大震災を受けて、大規模な面的災害に対して、事前にある程度復興するまちのイメージを持っておこうという考え方になっております。

一方で、自然災害というのは、今お話がありましたように、宮崎でいえば河川の氾濫も想定されるところで、我々としては、地域の特性に応じた、沿岸部であれば地震・津波、河川沿いのまちであれば水災害、山に近いところであれば土砂災害と、それぞれの地域に応じて災害の特性もありますし、それに対してまちの防災というのも考えていくべきであろうと考えております。

今回の区域マスへの記載につきましては、特に復興事前準備について地震・津波に特化したような書き方にはしてなくて、入口論といいますか、まちづくりにおいても復興事前準備の取組を進めましょうという、広く取れるような記載とさせていただいておりますので、これを使って今後都市計画をする我々県や市町の皆さんには、そういう考え方であるというところをしっかりと周知させていただければと考えております。

**○出口会長** よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どの箇所でも結構です。御意見等を頂ければと思います。

**○B委員代理** 国土交通省のBと申します。

同じく5つの追加要素につきまして、1点は意見、1点は質問になります。

グリーンインフラという記載がありますが、事前に頂きました中部圏域の資料を見ても、自然環境の保全という下りでグリーンインフラが読まれている節があります。グリーンインフラというのは、確かに自然環境の保全ということもありますが、まちづくり、地域づくりに関して、もっと積極的に緑の資源や自然が持っている資源を活用していこうという方向性というのが私の認識ですが、それが自然環境の保全という下りに特化して読まれているのかなと。

グリーンインフラというふうに横文字で新たに出てきていますし、私がおります国土交通省でも実際それを推進しようと言っているわけですが、もともと都市公園の緑地ですとか、河川敷の河川の緑の空間、そういった従来からあるものを改めてインフラとして、多様な機能を持つものとして捉え直した概念がグリーンインフラということで、それに伴いまして、自然環境の保全・共生を図りながら積極的にまちづくりをするということですので、文案からすると自然環境の保全に振り過ぎているのかなというところで、まちづくりに活用していくということを少し書いていただければということです。

なお、グリーンインフラ自体は、今までやっていることとそんなに大きく変わるわけではありませぬので、この辺は、もしよろしければ、各圏域の策定の際にもその辺を留意していただければと思います。

もう一点は御質問になりますが、先ほどの流域治水のところ、住まい方の工夫ということで説明がありましたが、各圏域では、水災害リスクの分析結果に基づく土地利用の工夫としては、

どの程度まで各区域マスに書かれているのか。特に大都市部で水災害リスクの分析をしたら、都市部というのは水災害リスクのあるところに分布しているということもありますので、その辺が実際区域マスのところまでどこまで具体的に書き切れているのか、この辺を教えていただければということです。よろしくお願いします。

○**出口会長** コメントと1つの質問です。事務局、よろしいでしょうか。

○**事務局** まず、1つ目のグリーンインフラについてです。確かに区域マスの書きぶりからしますと、自然環境の保全に特化しているというか、活用してというところまでは記載していないのかなと考えております。向こう10年間のまちづくりという中で、具体の事業化を目指した計画をどうしても意識してしまうというところで、現状では、当然今ある自然環境は守っていきましよう。あるいは市街地にある水田などの農地、防災的な機能も含めて活用していきましようというところまでの記載にとどまっているのかなと感じております。

それから、2つ目の流域治水の書きぶりですが、実際のところは、流域治水に都市計画としても、ここに記載がありますように、土地利用の工夫をしていきましようということで、そこまで踏み込んだ記載はしていないと。特定都市河川法の改定に伴う区域の指定が今後出てくると思いますが、その辺りが具体的に明らかになっていないというところで、今回の改定では法律上の一般論を記載させていただいていると。今後、河川管理者のほうで危険箇所の指定がなされていけば、土地利用の規制も入ってきますし、市町において条例等で災害危険箇所の指定が入ってくれば、住まい方の工夫とか、あるいは具体の地区計画の策定となれば、踏み込んだ書きぶりも必要になってくると思っておりますが、現段階では、始まったところということで一般的な考え方を記載させていただいています。

○**出口会長** B委員代理さん、よろしいでしょうか。包括的な表現にならざるを得ないところもあるということです。県全体の区域マスタープランを推し進める上の大きな枠組みを示しているということになるかと思えます。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○**C委員** いよいよもって区域マスタープランが作成されるころなのですが、素人的になってしましますが、都市計画というものに私が相談を受ける話は、自分の所有しているところを子供に家を建てさせたいが、規制があつて建てさせられないとか、こんな話なんです。ところがこのプランは、こんな都市をつくろう、こんなまちにしていこうというものであつて、実は現場では線引き自体が話題なんだけれども、プランのほうはこんなまちにしようというのが話題。こんなまちにしようという話の中で、現実にまちなかを見るとスポンジ状態になっていたり、人は歩い

ていなかったり、宮崎市でいえば、南北の流れはいいけれども東西は駄目だという話題があったりして、まちの都市機能を誘導しましょうという項目はあるけれども、やはり市の中心部は少し高めになっていて、人は限られた財産の中で郊外の安い土地を求める。いろんなものがこのプランの中で書かれている理想と現実のギャップが強過ぎて、自分自身なかなかしゃくし切れていないんです。その辺りの解答みたいなものはこのプランの中には出てこないのか。それとも、どうやって解答をこの都市計画に関わる部署は導き出そうとしていくのか。その辺りを少し解説なりお答えをいただけるとありがたいと思います。

**○出口会長** その意味では、専門委員会のほうでもいろいろ意見交換があったのではないかと思います。熊野委員長さん、いかがでしょうか。その辺の全体とか、今のC委員さんの御質問等の議論があったかどうかも含めてよろしくお願ひいたします。

**○熊野専門委員長** 都市計画区域マスタープランのほうは、土地利用なんかを計算されて、特に線引きなどの大きな変更をする必要はないだろうということでありました。できるだけ住みやすくするためのルールづくりということで、特に大きな課題が出てきたら、それに応じて熟慮しなければいけないと思いますが、今、C委員さんもおっしゃったような、市街化調整区域の土地を親から譲られてもそこにすぐに建てられるわけではない。やはり農業をやらないといけないんですね。そういういろいろなこともございます。そういう全国的なルールに基づいて宮崎県としての都市計画区域マスタープランを重視してさせていただいているということ。

それから、やはり時代の流れで、都市再生に関する法律の改正などで、グリーンインフラとかウォークアブルとか、あるいは流域で治水していくと。集中豪雨のときに一気に河川に雨を流すのではなくて、棚田の水源涵養とか、降った雨を水田からすぐ下流域に流すのではなくて、ある一定まではためて流していくとか、畦切りのところを少しずつ流量を流していくとか、様々そういう工夫をしながら、流域で降った雨を一気に下流域に流さないようにしていく工夫づくりとかありました。

それから、防災・減災に一番意見が集中してしまっていて、復興事前というものに関してかなり意見が集中してました。もっと厳しく積極的にやるようなことを記述せよという御意見が結構多くて、そういう加筆修正もあったということでございます。

以上です。

**○出口会長** ありがとうございます。私のほうからも一言。

委員さんたちのところに多分生々しい話が上がってくると思います。私ども学生たちといろいろな勉強するときに、財産権と土地の利用権を分けなければいけないのではないかとこのことを学

生たちとよく議論します。個人として財産を守るのは重要だけれども、それを勝手に使うことは人が集まって生活している都市では無理だということで、その利用の仕方に工夫をしなければいけないというのが都市計画の基本ではないかと思えます。その辺が折り合うといいますか、それが今の制度としてのインフラだと私は思っています。都市計画法あるいは市や町の都市計画マスタープラン、それから、今回県の定める区域マスタープラン等でその辺を守っていこう、折り合っていこうという方針ではないかと思えます。その辺も皆さんと具体的なことが起こったときに議論をしていただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、リモートで参加されている皆さんはいかがでしょうか。先ほどこちらのほうでも議論がありましたが、コメントや御質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

皆さん、大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

では、第1号から第6号について一括してお諮りしたいと思います。

議案第1号から第6号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○出口会長** ありがとうございます。それでは、異議もないようですので、議案第1号から第6号は原案どおりといたします。

これから先ほどのスケジュールに向かって進んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、先ほど提案がありましたように、1号から6号までが終わりましたので、ここで換気等もあるかと思えますので、少しお休みを頂いて、何分までにしましょうか。

**○事務局** 55分でお願いいたします。

**○出口会長** では、一旦、55分まで休憩したいと思います。よろしく願いいたします。

**○事務局** 事務局からアナウンスですけれども、熊野委員長につきましては、マスタープランに関する審議が終了しましたので、ここで退席となります。

午後2時48分休憩

午後2時55分再開

**○出口会長** それでは、時間になりましたので、審議会を再開いたします。

議案第7号「宮崎広域都市計画道路の変更」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 ただいまから御説明します議案第7号から11号につきましては、都市計画課計画担当の対馬が御説明を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号について御説明します。議案第7号は、宮崎市中心部を東西及び南北に通過する2つの都市計画道路に関する変更です。

対象の路線は、画面に示しております3・3・7号旭通線及び3・4・5号昭和通線の2路線です。議案書は、10ページから13ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

初めに、本議案で御説明します2路線の概要につきまして御説明します。

画面は、宮崎市中心部周辺の都市計画図になります。画面上部に青色で旗揚げしております都市計画道路旭通線は、宮崎市役所近くの宮崎市橋通東1丁目を起点とし、終点である宮崎港近くの宮崎市日ノ出町を東西に結ぶ、延長約3,200メートル、幅員22メートルの幹線街路です。

また、画面左側に緑色で旗揚げしております都市計画道路昭和通線は、起点である宮崎駅近くの宮崎駅東1丁目から、大淀川を渡り、終点の宮崎市大字田吉までを南北に結ぶ、延長約3,870メートル、幅員16メートルの幹線街路となります。

昭和通線の間地点には、昨年4月に架け替え工事が完了し開通した小戸之橋があり、架け替え前の橋は大型車の通行規制があったものが、架け替えによりその規制がなくなりましたので、今後、大型車を含む通行車両の増加が見込まれております。

今回は、画面の赤丸で囲っております旭通線と昭和通線が交わる昭和町交差点につきまして、交差点の区域及びその周辺に関する都市計画の変更を行うこととしております。

このスライドは、昭和町交差点の現況の平面図になります。画面の左手が宮崎市役所方面、画面右手が宮崎港方面になります。また、画面の右上には、市役所方面から宮崎港方面の昭和町交差点の断面図を示しております。

昭和町交差点につきましては、画面①の写真のとおり、中心部方面から小戸之橋方面に向かう際の右折レーンの延長が短く、特に朝夕の交通量が増加する時間帯においては、右折待ちの車両が直進車線にはみ出し、後続の直進車が進めなくなることで渋滞が発生するという課題が発生しております。

また、小戸之橋の架け替えにより、橋の大型車の通行規制がなくなったことで、小戸之橋方面への通行車両に大型車が混入する割合が増加することが見込まれることから、さらなる状況の悪化が懸念されております。

それでは、今回の都市計画の変更内容について御説明します。初めに、旭通線です。

画面の図は、昭和町交差点とその周辺を示したもので、今回の都市計画の変更箇所を示した図面になります。赤色の箇所を旭通線へ追加、黄色の箇所を削除したいと考えております。

旭通線につきましては、3か所の計画変更を考えております。

3か所それぞれの理由としまして、まず、変更箇所①ですが、先ほどのスライドで御説明した渋滞対策として、右折車線長を延伸することに伴う変更です。道路設計の基準となる道路構造令に基づき、右折レーンの延伸に必要な幅員を確保するために、赤色で塗られている箇所を追加することとしております。

次に、変更箇所②です。昭和町交差点は、旭通線と昭和通線が交差しておりますが、この2つの都市計画道路は、旭通線が県道、昭和通線が市道となっております。そのため、旭通線が上位道路となります。交差点における隅切り部に関しましては、上位道路側の区域に含めることとしておりますので、今回、昭和町交差点の南北にある赤色で塗られている箇所を旭通線へ追加するものです。

最後に、左下、こちらの拡大図に細くある黄色の変更箇所③になりますが、今回の交差点形状の見直しに当たり、現在の都市計画の決定範囲を精査した結果、この部分が不要となりましたので、今回、削除することとしております。

次に、昭和通線の都市計画の変更内容について御説明します。

今回の変更は、前のスライドの旭通線の説明した内容と関連し、黄色で塗られている昭和通線側の交差点接続部につきまして、昭和通線から旭通線へ交差点の区域を変更するため、昭和通線の都市計画決定範囲から削除するものです。

以上が、旭通線及び昭和通線の都市計画の変更内容となります。

議案第7号の説明は以上となります。

**○出口会長** ありがとうございます。旭通線の交差点改良に伴う市道も含めた変更ということになります。

まずは会場の皆さん、いかがでしょうか。御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

リモートで御参加の方、御質問や御意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

御質問等もないようでございますが、この変更は、交差点で今課題があるものに対して変更する、あるいは新しく小戸之橋ができたことによる交通量、あるいは大型車両に対する交差点改良に伴うものです。議案第7号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** 異議なしということで、議案第7号は原案どおりといたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第8号の説明を事務局よりお願いいたします。

○**事務局** 続きまして、議案第8号について御説明します。議案第8号は、宮崎市南部地域を北から南に通過する都市計画道路に関する変更です。

対象の路線は、画面に示しております3・4・7号中村木崎線です。議案書は14ページから16ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

初めに、都市計画道路中村木崎線の概要につきまして御説明します。

画面は、宮崎市南部地域の都市計画図になります。画面左手が宮崎市中心部方面、右手が青島方面となりますので、画面左が北となります。

青色で旗揚げしております中村木崎線は、南宮崎駅近くの宮崎市大字恒久を起点とし、終点であるひなた宮崎県総合運動公園近くの宮崎市大字郡司分を南北に結ぶ、延長約7,770メートル、幅員16メートルの幹線街路です。

今回は、画面赤丸で囲っております中村木崎線の間地点付近に位置する国富小学校周辺につきまして、一部区域の変更を行いたいと考えております。

このスライドは、中村木崎線の国富小学校周辺の現況の平面図になります。画面の左手が宮崎市中心部方面、画面右手が青島方面になります。

中村木崎線の国富小学校付近は、写真①のバス停留所や、写真②の横断歩道橋を含めた都市計画決定がなされておりますが、バス停につきましては、既に別事業で整備されており、また、横断歩道橋につきましては、道路構造令の基準を満たしていない部分がございます。現在の状況と今後の道路整備を見据え、整備内容の検討を行った結果、都市計画の変更が必要となったものです。

それでは、中村木崎線における今回の都市計画の変更内容について御説明します。

このスライドは、国富小学校とその周辺を示したもので、今回の都市計画の変更箇所を示した図になります。

画面左下に示す凡例のとおり、赤色が今回の変更で中村木崎線へ追加をする箇所、黄色が今回の変更で中村木崎線から削除をする箇所となります。

この画面は、前のスライドをさらに拡大したものです。今回、2か所の計画変更を考えております。



2か所それぞれの変更理由として、初めに①の整備済みのバス停ですが、現在の都市計画決定区域を現状のバス停と重ねますと、画面のとおりずれが生じている状況でございます。既存のバス停留所に構造的な問題はございませんので、既存の施設を生かした都市計画の変更を行いたいと考えております。そのため、ずれが生じている黄色で塗られた部分を削除し、赤色で塗られた箇所を追加するものです。

次に、②の横断歩道橋になりますが、今後の道路整備に合わせて架け替える方針としております。その場合、横断歩道橋の設置基準や道路構造令の基準を満たすため、設置位置を宮崎市中心部方面、このスライドでいいますと左に若干ずらす必要がありますことから、基準を満足するために必要な変更を行いたいと考えております。そのため、黄色で塗られた部分を削除し、赤色で塗られた箇所を追加するという変更内容になります。

議案第8号の説明は以上となります。

○**出口会長** ありがとうございます。バス停の現況に合わせることで、横断歩道橋の架け替えに伴う区域の変更の必要が生じて、都市計画道路の区域を変更することについての諮問です。御質問や御意見等を頂ければありがたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

リモートで御参加の委員さん、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** では、議案第8号については異議なしということで、原案どおりといたします。どうもありがとうございました。

次に進みたいと思います。議案9号にお進みください。

○**事務局** 議案第9号から第11号につきましては、軽易な変更の案件でございますので、一括して御説明をさせていただいた後に御審議いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議案第9号について御説明いたします。

議案第9号は、宮崎市高岡町及び佐土原町において、土地区画整理事業地内の地名が変更になったことに伴う各路線の位置表記の変更です。

対象の路線は、画面に示しております3・3・12号花見浜子線、3・5・9号高岡本町通線、3・5・14号松小路通線の3路線となります。

花見浜子線及び高岡本町通線の2路線が宮崎市高岡町、松小路通線が宮崎市佐土原町に位置しております。議案書は18ページから21ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

初めに、宮崎市高岡町に位置する2路線の概要を御説明します。

画面は、宮崎市高岡町の都市計画図になります。

青色で旗揚げしております都市計画道路花見浜子線は、国道 10 号の宮崎市高岡町内の一部区間であり、起点である花見橋近くの宮崎市高岡町下倉永から、終点の宮崎市高岡町浦之名までを東西に結ぶ、延長 7,230 メートル、幅員 25 メートルの都市計画道路です。

次に、緑色で旗揚げしております都市計画道路高岡本町通線は、県道赤谷橋山線の一部区間として、起点である宮崎市高岡町高浜から、高岡町中心市街地を東から西へ貫き、宮崎市高岡町五町までを終点とする、延長 2,830 メートル、幅員 12 メートルの幹線街路です。

また、画面中央の黄色で示す範囲は、今回の変更に関連する飯田土地区画整理事業地を示しております。

このスライドは、飯田土地区画整理事業地を詳細に示した図面になります。画面左手が小林市方面、画面右手が宮崎市中心部方面になります。

黄色で塗りつぶした範囲が今回の土地区画整理事業地で、青色の線が区画整理後の町界町名を示しております。町界町名につきましては、区画整理事業前 18 か所の小字界が存在していましたが、事業後に、高岡町飯田 1 丁目から 4 丁目に再編しております。

都市計画道路の決定事項としまして、「位置」を定めることとしておりますことから、名称や区域等は変わりませんが、議案書の 18 ページの赤書きに記載しているように、今回、飯田土地区画整理事業地に該当する箇所の位置表記の変更を行うこととしております。

次に、宮崎市佐土原町に位置します松小路通線につきまして、概要を御説明します。

画面は、宮崎市佐土原町の都市計画図になります。画面左が宮崎市中心部方面、画面右が新富町方面になりますので、画面の右が北になります。

青色で旗揚げしております都市計画道路松小路通線は、県道宮崎インター佐土原線の全区間と国道 10 号の佐土原町内の一部区間であり、起点である宮崎市佐土原町下田島から、佐土原町の中心市街地を北から南へ貫き、宮崎市佐土原町下那珂を終点とする、延長約 5,340 メートル、幅員 12 メートルの幹線街路です。

また、画面中央の黄色で示す範囲は、今回の変更に関連する松小路土地区画整理事業地を示しております。

このスライドは、松小路土地区画整理事業地を詳細に示した図面になります。先ほどの案件と同様に、黄色で塗りつぶした範囲が今回の土地区画整理事業地で、青線が区画整理後の町界町名を示しております。町界町名につきましては、区画整理事業前 2 か所の小字界が存在していましたが、事業後に佐土原町松小路に再編しております。

高岡町の案件と同様、本件に関しても、議案書 19 ページの赤書きのとおり、今回の松小路土地  
区画整理事業地に該当する箇所の位置表記の変更を行うものです。

以上が、土地区画整理事業に関連する 3 路線の都市計画の変更内容となります。

議案第 9 号の説明は以上となります。

**○出口会長** ありがとうございます。花見浜子線、高岡本町通線、松小路通線等の区画整理に伴  
う位置表記の議案でございます。御質問や御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

リモートで参加の皆さん、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

区画整理に伴う位置表記ですから、特に問題はないかと思しますので、議案第 9 号は異議なし  
としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○出口会長** ありがとうございます。では、議案第 9 号は原案どおりといたします。

引き続き、議案第 10 号の説明をよろしく願いいたします。

**○事務局** 続きまして、議案第 10 号と 11 号について御説明をいたします。

議案第 10 号と 11 号は、宮崎市内と都農町内を通過する都市計画道路の変更です。この 2 件に  
つきましては、今回の変更に至る背景がどちらも都市計画道路の見直しに伴うものですので、県  
内における都市計画道路の見直しに関する概要を説明した後に、それぞれの議案の内容を御説明  
します。

宮崎県内の都市計画道路は、昭和 21 年の戦災復興の都市計画を皮切りに、現在の都市計画道路  
網の原形が構築され、その後、人口増加や市街地拡大が続く社会を前提とした都市計画道路の追  
加・変更が行われてきました。

しかしながら、今後予想される人口減少や少子高齢化社会といった社会情勢の変化により、当  
初に計画決定された時点と比べて、都市計画道路としての必要性や位置づけに変化が生じている  
路線や、近年の財政状況から、公共事業を取り巻く環境により 30 年以上の長期にわたり事業が未  
着手の路線が存在しております。

そのような現状から、国が都市計画制度全般にわたる考え方を示した都市計画運用指針におい  
て、都市のコンパクト化といった目指すべき都市構造と現在の都市計画道路網の規模が適正であ  
るか検証を実施し、検証の結果によっては、道路の廃止や道路幅員等の都市計画の変更を行うこ  
とが望ましいと助言を行っております。

そのような背景から、県において、平成 19 年に、都市計画道路の見直しの方針の策定に関する技術的な考え方を整理したガイドラインをつくり、以後、県内の各市町において順次、都市計画道路の見直し方針の策定が行われてきました。

右に宮崎市の基本方針を示しておりますが、宮崎市は、平成 19 年に当初の方針を策定した後、令和元年に当初方針の改訂を行っているとおり、見直し方針の再検証を行う自治体も出てきております。

これから御説明します議案第 10 号及び 11 号は、各市町で実施した都市計画道路の見直し方針に基づいた都市計画の変更となります。

それでは、議案第 10 号について説明します。

対象の路線は、画面に示しております 3・3・4 号神宮裏参道通線です。議案書は、22 ページから 24 ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

このスライドでは、都市計画道路神宮裏参道通線の概要について説明します。

画面は、宮崎市中心部に位置します宮崎神宮周辺の都市計画図になります。画面下側が宮崎市市街地方面、画面上側が宮崎市住吉方面です。

青色で旗揚げしております神宮裏参道通線は、県道宮崎神宮線の一部区間であり、宮崎神宮駅西口付近を通る橋通線、国道 10 号との交差点を起点とし、神宮東通線との交差点を終点とする、延長約 230 メートル、幅員 25 メートルの幹線街路です。

今回は、画面上の赤丸で囲っております終点部における別の都市計画道路の廃止に伴う交差点の変更を行いたいと考えております。

それでは、今回の都市計画の変更内容について御説明します。

このスライドは、神宮裏参道通線沿線をさらに拡大し、変更箇所を示した図になります。凡例はほかの議案と同様に、黄色が変更後に神宮裏参道通線から削除をする箇所となっております。

本議案の説明に入る前に説明した都市計画道路の見直し方針に基づき、今回、宮崎市において、当路線と接続する神宮東通線のグレーで示した区間を廃止することとしております。そのため、両路線が接続する交差点の隅切り部を都市計画として位置づける必要がなくなったため、黄色の箇所を削除するものです。

議案第 10 号の説明は以上となります。

続きまして、議案第 11 号について御説明します。

対象の路線は、画面に示しております都農都市計画道路 3・4・9 号駅前通線です。議案書は 26 ページから 28 ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

このスライドでは、都市計画道路駅前通線の概要について説明します。

画面は、都農町の都市計画図を示しております。画面下側が川南町方面、画面上側が日向市方面です。

緑色で旗揚げしております駅前通線は、県道高鍋美々津線の都農町内の一部区間であり、都農町の市街地東部を南北に通過する、延長約 890 メートル、幅員 16 メートルの幹線街路です。

今回は、画面上赤丸で囲っております起点部における別の都市計画道路の廃止に伴う交差点の変更と、都農町が施行した土地区画整理事業に伴う位置表記の変更となります。

それでは、今回の都市計画の変更内容について御説明します。

このスライドは、駅前通線沿線をさらに拡大し、変更箇所を示した図になります。凡例はほかの議案と同様に、黄色が今回の変更で駅前通線から削除をする箇所となっております。

議案 10 号と同様に、都農町においても、令和 2 年度に都市計画道路の見直し方針を策定し、今回、その見直しの方針に基づき、都農町において、当路線と接続する上町通線のグレーで示した区間を廃止することとしております。そのため、両路線が接続する交差点の隅切り部を都市計画として位置づける必要がなくなったため、黄色の箇所を削除することとしております。

また、画面中央の青色で示す範囲に関しましては、都農町が施行しました中部土地区画整理事業地を示しております。町界町名につきましては、区画整理事業前 8 か所の小字界が存在しておりましたが、事業後に都農町中部に再編しております。

議案第 9 号で説明した宮崎市高岡町と佐土原町の案件と同様、議案書の 26 ページの赤書きに記載しているように、今回の中部土地区画整理事業地に該当する箇所の位置表記の変更を行うものです。

議案第 10 号及び 11 号の説明は以上となります。

**○出口会長** ありがとうございます。議案第 10 号「宮崎広域都市計画道路の変更（神宮裏参道通線）」、それから、議案第 11 号「都農都市計画道路の変更（駅前通線）」に関わる内容について説明いただきました。御質問や御意見等を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

事務局から説明がありましたように、都市計画道路の廃止等や区画整理の完成に伴う表記や不要なところの削除ということですので、議案第 10 号、議案第 11 号は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○出口会長** ありがとうございます。では、議案第 10 号、議案第 11 号は原案どおりといたします。

これで議案第1号から第11号までの審議が終わりましたので、今回の審議につきましては終了といたします。どうも御協力ありがとうございました。事務局のほうにマイクをお返しします。

**○事務局** 出口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、御審議、大変ありがとうございました。

最後になりますが、本日の審議会が今年度最後の開催となりますので、事務局を代表しまして、都市計画課長の梅下より皆様にお礼の御挨拶を申し上げます。

**○梅下都市計画課長** 皆さん、こんにちは。都市計画課長の梅下でございます。

出口会長をはじめ、委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、当審議会に御出席いただき、また御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会では、都市計画区域マスタープランの改定など、11の議案について御審議をいただきました。全ての議案について御承認をいただきましたので、今後、それぞれ必要な手続を進めてまいります。ありがとうございます。

また、本日の審議会が今年度最後の開催となりますが、一年を通しまして皆様から頂きました貴重な御意見につきましては、その趣旨を十分踏まえまして、今後の都市計画行政にしっかりと活かしてまいりたいと考えております。

来年度につきましても、都市計画道路の変更など、本県の都市計画行政において、重要な案件について御審議をお願いする予定としておりますので、引き続き、御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、皆様のますますの御健勝と御発展を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

**○事務局** それでは、以上をもちまして、第149回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後3時30分閉会